

岩手県告示第676号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項の規定において準用する同法第50条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、指定介護機関の指定に係る事業所の所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成22年7月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 福祉用具貸与

居宅介護事業者		居宅介護事業所			変更年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地		
			変更前	変更後	
株式会社アルプスビジネスクリエーション宮城	宮城県大崎市古川中里六丁目3番36号	株式会社アルプスビジネスクリエーション宮城盛岡営業所	盛岡市西松園四丁目20番4号	岩手郡滝沢村滝沢字外山170番地6	平成22年6月21日

2 介護予防福祉用具貸与

介護予防事業者		介護予防事業所			変更年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地		
			変更前	変更後	
株式会社アルプスビジネスクリエーション宮城	宮城県大崎市古川中里六丁目3番36号	株式会社アルプスビジネスクリエーション宮城盛岡営業所	盛岡市西松園四丁目20番4号	岩手郡滝沢村滝沢字外山170番地6	平成22年6月21日